

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和4年1月24日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和4年1月24日（月）午前9時～ 本庁舎2階災害対策室2・3

2 出席者

子育て支援課 永井課長、久古主査

3 件名

子育て世帯への臨時特別給付金の拡大給付の実施について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・今回の提案については、12月27日の新型コロナウイルス感染症対策地方創生交付金のQ&Aの通知が送付されたことなどから提案をしたということになるのか。
 →所得制限に係る市民からの要望は多く寄せられており、国から新型コロナウイルス感染症対策地方創生交付金を活用して実施できるとされたことから、担当課としては以前より検討をしていたが、後押しする意見も出てきたこともありここで提案をすることとした。

・今回示されている地方創生臨時交付金の枠の内、かなりの割合を占めることになるが、これを先に決めることとしていいのか。
 →各担当課からの意見や議会からの要望等を踏まえている。

・住所要件について設けているところはあるのか。
 →県内ではほぼ無いが、市の独自制度であるため市民に対して給付するという考えである。

・離婚世帯への給付の際、元配偶者から給付金をもらっていないという確認はどのようにするのか。
 →申請時の際、申請書に申告をしてもらうような形を考えている。

・スケジュールで2月9日に補正予算案上程、採決となっているが、先議案件としての取扱いを希望するのか。
 →令和3年度事業として進めたいので、そのような形をお願いをしたい。

（結論）

・本来、国において制度設計をなされるものと考えており、市として国に対しても要望をしているが、公平感、平等感という観点から、市として子どもを応援したいと考え、議会に提案することとする。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 子育て支援課

<p>件名</p>	<p>子育て世帯への臨時特別給付金の拡大給付の実施について</p>	
<p>現状・課題</p>	<p>令和3年度に実施されている「子育て世帯への臨時特別給付」において、国が設けた所得制限などにより、支給を受けられない全国の子育て世帯から不公平感の訴えが多く寄せられたことから、国では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下コロナ交付金)を活用し自治体の判断でこれらの世帯に対し、拡大給付を可能とした。 このため、一部の自治体では独自に給付する対応がみられ、市区町村間で格差が生じている。 本市においても、所得制限等により「子育て世帯への臨時特別給付」が受けられない子育て世帯が一定数おり、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、所得に関係なくすべての子育て世帯において負担が生じていることから、すべての子どもに公平に給付が行き渡るべきと考え、検討を行ってきた。 また、所得制限により支給を受けられない子育て世帯から給付を求める要望が市にも多く寄せられている。 さらに、1月21日に市議会議員からのコロナ交付金の活用方法に関する提案において、所得制限等により給付を受けられない世帯への給付を求める事業の提案がなされている。 千葉県内では、鎌ヶ谷市、習志野市、野田市、香取市、いすみ市などが所得制限を上回る世帯への給付を行うとしている。</p>	
<p>付議事案</p>	<p>目的</p>	<p>新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子育てを支援するため、高校生までの子どもを養育する子育て世帯のうち、国の制度で給付を受けられなかった世帯(市民)に特別給付を行う。</p>
<p>付議事案</p>	<p>対応 方策</p>	<p>子育て世帯への臨時特別給付金において、国が定めた所得制限等により給付の対象とならない下記子育て世帯に、コロナ交付金を活用し、対象児1人につき10万円を給付する。 ①令和3年9月分の児童手当受給者のうち、特例給付に該当(所得制限に該当)し、当該給付金が受けられなかった子育て世帯 ②高校生のみの養育世帯のうち、所得制限に該当し、当該給付金が受けられなかった子育て世帯 ③基準日以降に出生した新生児の保護者で児童手当特例給付に該当し、当該給付金が受けられなかった世帯 ④国の制度で対象とならなかった令和4年4月1日生まれの新生児(国の制度で対象となる新生児と同学年の者) ⑤海外赴任により当該給付金の対象となっていなかった平成15年4月2日から令和4年4月1日までに生まれた子を養育する海外からの転入世帯。 ⑥基準日以降の離婚により、子どもを養育しているにもかかわらず給付を得られなかった子育て世帯 ⑦①～⑥において、市独自制度であるため支給を市民に限定するため住所要件を付加する。</p>
<p>論点(決定を要する事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施の可否について ・事業実施の方法について 	

部内会議や関係課等との調整結果 (主な意見・懸案事項)								
スケジュール	R4.2.2	議員全員協議会						
	R4.2.9	令和4第1回市議会定例会補正予算案上程、採決						
	R4.2.9以降	補正予算案議決後対象者へ通知						
	R4.3.1	本事業について広報3月1日号掲載						
	R4.3月中	対象者への支給開始						
		項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)
	条例規則	無			報道発表	有	定例記者会見	
	議会説明	有	議員全員協議会		広報・HP等	有	広報 3月1日号、HP	
	市民参加	無						
	付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで)						
参考情報	関係法令等							
	関係課	企画政策課						
	事業費	124,487 千円 (うち特定財源 124,487 千円)						
	カテゴリー	年代	妊婦(胎児)	場所	市内全域	目的	健康・福祉	手段

子育て世帯への臨時特別給付金の拡大給付の実施について（案）

1. 目的

新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子育てを支援するため、高校生までの子どもを養育する子育て世帯のうち、国の「子育て世帯への臨時特別給付金」を受けられなかった世帯（市民）に特別給付を行う。

2. 対象者

所得制限等により、国の「子育て世帯への臨時特別給付金」の対象とならない子育て世帯のうち、下記に該当する保護者

- ①令和3年9月分の児童手当（特例給付）支給対象者（転入者含む）
- ②高校生のみ（平成15年4月2日から平成18年4月1日に生まれた子）の保護者で所得制限に該当し、当該給付金を受けられなかった保護者
- ③新生児（令和3年10月1日～令和4年3月31日に生まれた子）の保護者で児童手当（特例給付）支給対象者（転入者含む）
- ④国の制度で対象とならなかった令和4年4月1日生まれの新生児（国の制度で対象となる新生児と同学年の者）の保護者
- ⑤海外赴任により当該給付金の対象となっていなかった平成15年4月2日から令和4年4月1日までに生まれた子を養育する海外からの転入世帯。
- ⑥基準日以降の離婚により、子どもを養育しているにもかかわらず給付を得られなかったひとり親世帯など（令和3年9月1日～12月24日までに離婚等）

3. 申請資格者

- ・上記に該当する者のうち、各基準日に白井市に住所を有する者
- ・転入者の場合は、転出元の自治体で「子育て世帯への臨時特別給付金」（自治体独自の拡大支給含む）の給付を受けていない者に限る。

4. 給付額

対象児童1人当たり、10万円

5. 実施方法

（1）申請不要（プッシュ型）

- ・上記①③のうち、公務員以外の支給対象者

- ・上記①のうち、公務員世帯で、白井市に令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金申請を行い、所得制限で不支給と決定した者
- ・上記②のうち、白井市に令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金申請を行い、所得制限で不支給と決定した者
- ・上記⑤のうち、児童手当（特例給付含む）の受給者として認定となる者

(2) 要申請

- ・上記①のうち、公務員世帯で、白井市に令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金申請未申請の者
- ・上記②のうち、白井市に令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金申請未申請の者
- ・上記③のうち、公務員世帯
- ・上記④に該当する者
- ・上記⑤のうち、公務員世帯、高校生のみ養育の世帯
- ・上記⑥に該当する者

6. 支給対象児見込み数

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| ・9月分児童手当受給者のうち、特例給付受給者 | 879人（実数） |
| ・9月分児童手当受給者（公務員）のうち、特例給付受給者 | 88人（推計） |
| ・高校生のうち、特例給付世帯に該当する者 | 267人（推計） |
| ・離婚世帯のうち給付対象児童数 | 20～30人程度（推計） |

7. 事業費

3款2項2目13事業 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（拡大給付分）

・需用費	47千円
・役務費	325千円
・使用料	715千円
・助成金	123,400千円
<u>総事業費</u>	<u>124,487千円</u>

8. 財源

全額 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」